

根室市版地域包括ケアシステムの概要 【第3版】

【地域包括ケアシステムについて】

※厚生労働省ホームページより抜粋

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。
- 地域包括ケアシステムでは、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素が切れ目なく提供されることが重要です。本書は、この5つの要素における根室市の取り組みについて見える化し、根室市版の地域包括ケアシステムの進捗状況として随時、取りまとめるものです。



【法律の定義】

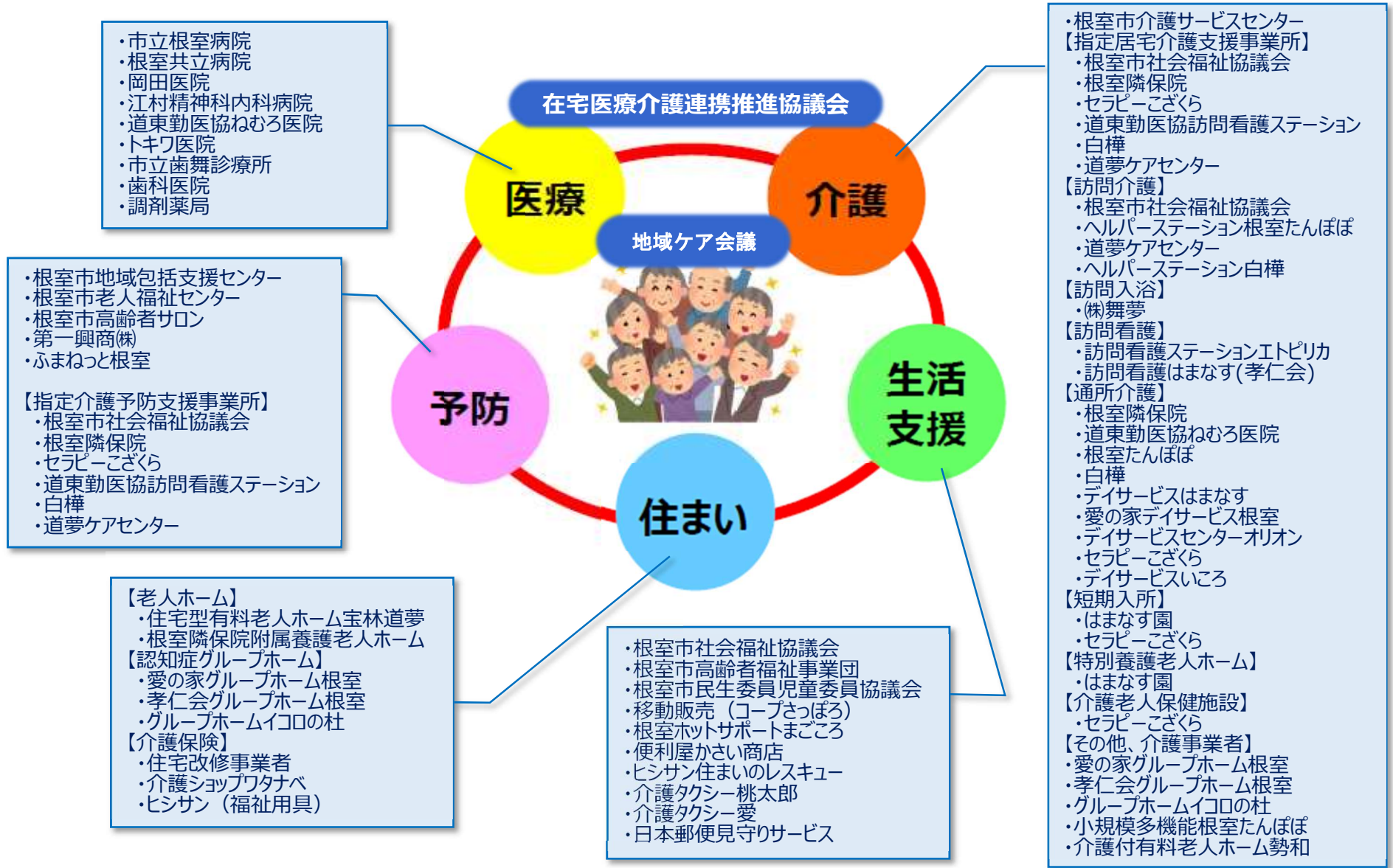
【医療介護総合確保推進法】第2条

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

【介護保険法】第5条第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

根室市版地域包括ケアシステムを取り巻く地域資源



① 介護 ～在宅介護を基本とする～



地域包括ケアシステムは、住まいでの継続居住を目指すため、在宅介護サービスに基本を置くという考え方で、施設での対応を否定するものではありません。介護予防施策を徹底して推進し、その人の状況に応じた在宅を基本とするケアシステムの実現を図ります。

✓ 介護保険サービスの確保・充実

- 特別養護老人ホームはなます園の増床 (H24～H25)
 - ・市補助 518,202 千円、道補助 146,160 千円
- 介護老人保健施設セラピーこぞくらの増床 (H25)
 - ・市補助 882,300 千円
- 小規模多機能根室たんぼぼの開設 (H25 道補助 35,400 千円)
- 住宅型有料老人ホーム宝林道夢の開設 (H26)
- 認知症グループホームの開設
 - ・H25 孝仁会 市補助 30,000 千円、道補助 40,800 千円
 - ・R1 イコロの杜 市補助 22,400 千円、道補助 48,702 千円
- 認知症対応型デイサービスセンターの開設
 - ・R1 オリオン (全額自己資金)
 - ・R3 いころ (市補助 46,600 千円、道補助 11,900 千円)
- 訪問入浴の休止に伴う通所型入浴サービスの臨時提供 (R2)
- はなます園デイサービスの再開 (R3 地域密着型 定員 15 人)
- 訪問入浴介護の新規事業者の参入 (R5) ※社協の撤退
 - ・(株)舞夢、車両購入費 1 千万円の補助

✓ 介護人材の確保、定着、育成

- 介護職員資格取得費用助成制度 (H30 開始、R4 拡充)
- 介護従事者修学資金貸付制度 (R5 拡充)
- 介護職員初任者研修課程講座の実施 (R3 労働費から移行)
- 根室市介護人材確保対策協議会の設置 (R2 単年度終了)
- 根室市介護サービス事業者対策協議会の設置 (R3～)
- 介護事業所紹介パンフレットの作成 (R3～)
- 介護職員奨励金制度 (経験年数に応じた奨励金の支給)
- 介護職員就業準備助成金の支給 (R5～)

✓ 在宅介護者への支援

- 家族介護支援金の支給
- おむつ類のゴミ無料収集
- 訪問理美容サービスの提供
- 家族介護教室の開催
- 介護用品の支給
- 在宅介護支援センターの設置

✓ 認知症施策の推進

- 認知症高齢者の 1 人歩きステッカーの普及促進
- 認知症高齢者の 1 人歩き声かけ訓練の実施
- 認知症サポーターの養成、認知症見守りサービスの提供
- 認知症ガイドブック (ケアパス) の普及促進
- 認知症初期集中支援、地域支援推進事業の実施
- VR 認知症体験会の実施
- 高齢者免許返納者に対するタクシー券の支給

✓ 地域ケア会議での困難事例の検討

- 地域ケア会議の個別検討会で困難事例への対応を検討
 - ・地域課題の把握 ⇒ 政策へ反映

✓ 医療との連携推進

- 在宅医療介護連携推進協議会の設置 (H30)
- 根室市安心つながり手帳の普及促進
- Google マップを活用した介護・医療資源マップの公開
- 多職種連携研修会の開催 (専門職の資質向上)
- 北海道科学大学との包括連携協定
 - ・まちかどキャンパス事業による市民講座、体験講座の実施

② 医療 ～在宅医療という意味～



在宅生活を続ける上で、介護も医療も必要ですが、在宅生活が成立するためには、医療は介護が把握している多くの生活情報を得ることが必要であり、介護は医療が捉えている高齢者等の病態等の情報を得て介護にあたる必要があります。在宅生活が成立するためには双方が不可欠であり、更には統合されている必要があります。そのためには、各専門職が連携しなければ機能しないため、多職種連携ということが極めて重要です。

✓ 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療介護連携推進協議会の設置（H30）
 - ・お互いの顔の見える関係づくり
- 根室市安心つながり手帳の普及促進
- 多職種連携研修会の開催（専門職の資質向上）
- Google マップを活用した医療資源マップの公開（R3～）
- 北海道科学大学との包括連携協定
 - ・まちかどキャンパス事業による市民講座、体験講座の実施

✓ 医療従事者の人材確保・育成

- 訪問リハビリテーションの確保
 - ・田中医院（厚岸町）による訪問リハビリテーションの提供
- 介護保険に従事する看護師の安定的確保
 - ・看護師等確保総合対策事業（R5～）
- 医師、医療従事者の修学資金貸付制度（R5 拡充）
- 北海道科学大学との包括連携協定
 - ・薬学生への医療実習環境の提供（市立根室病院、地域包括支援センター）

③ 住まい ～自らの責任と選択のもと自分らしい生活ができる場所～



自分が所有する住宅か、賃貸住宅かということ問うものではなく、個人のプライバシーと意志が保証される空間であると言えます。したがって、本人や家族の意志、あるいは心身の状況、更には地域の在宅サービスの整備の実情から施設を選択することを妨げるものではありません。「住まい方」という場合には、施設を含めた生活の場を自身にとって最も好ましい形でどのように選択していくかという広い意味で捉えます。

✓ 居住系サービスの充実、経済的負担の軽減

- 認知症グループホームの開設支援
 - ・H25 孝仁会 市補助 30,000 千円、道補助 40,800 千円
 - ・R1 イコロの杜 市補助 22,400 千円、道補助 48,702 千円
- 認知症グループホーム入居者の家賃助成（R3～）
 - ・住民税非課税世帯を対象に 3 万円を限度とした助成
- 高齢者施設への図書お届けサービス（図書館）

✓ 住み慣れた自宅での生活支援

- 介護保険の住宅改修の利用限度額への上乗せ
 - ・トイレ、風呂のみ、20 万円⇒30 万円へ（10 万円の上乗せ）
- 訪問介護利用者負担の助成
 - ・非課税世帯は本来 10%負担を 3%負担へ軽減
- 成年後見制度の普及促進と利用支援
 - ・市長申立て、低所得者への申立て費用の助成

④ 予防 ～要介護状態への予防～



今後、後期高齢者が増加することに伴い、要介護者についても大幅に増加することが予想されています。そのため、要介護者の発生をできる限り少なくするため、要介護以前の方々に対して行う介護予防施策の強化が不可欠です。

✓ 介護予防教室の普及促進

- 音楽健康指導士による体操教室の開催（第一興商(株)）
- ふまねっと運動教室の開催
 - ・ふまねっと指導者4名（介護福祉課職員）
- 高齢者栄養管理教室の開催
 - ・保健課の管理栄養士と協働
- 老人福祉センターにおける「生きがい講座」の開催
- 根室市ねりんピック事業の実施
 - ・根室市老人クラブ連合会と共催
 - ・高齢者運動会、芸能まつりの開催
- 地域包括支援センター通信「ホッとだより」の発行

✓ 後期高齢者の健診事業

【北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業】

- 後期高齢者の健康診査の実施
- 後期高齢者の歯科健診の実施（R1～）
 - ・認知症予防の1つとしてオーラルフレイルの予防を推進

【市独自事業】

- 後期高齢者の人間ドックの実施

✓ 介護予防ケアマネジメント

- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント
 - ・要支援1～2の方のケアプランの作成業務
 - ・保健師、主任ケアマネ、社会福祉士によるケアマネジメント
- 介護予防日常生活支援総合事業の開始（H29～）
 - ・訪問介護、通所介護は保険給付から地域支援事業へ移行
 - ・従来の介護給付と同等の水準で実施
- 地域包括支援センターの体制強化
 - ・認知症高齢者の増加等による複雑化した事例への適切な対応を図るため、社会福祉士を新たに配置（R2）

✓ 通いの場、外出機会の創出

- 老人福祉センターにおけるサークル活動、生きがい講座等
 - ・老人クラブ活動への補助金支援
- 高齢者サロンの開設（H25～） ※福祉避難所の指定
 - ・ふまねっと運動教室の実施
 - ・サロン管理人によるふまねっと運動の指導
 - ・障がいのある方との交流事業
- 高齢者優待バス等乗車券の交付
 - ・市内路線バス ⇒ 利用者負担 1乗車 100円
 - ・JR無料乗車券（年間24枚）
- 高齢者運転免許更新時における特別講習（R4～）
 - ・高齢ドライバーの交通事故防止のため、高齢者講習の充実と認知機能検査を実施（根室市相互自動車学校へ委託）

⑤ 生活支援 ～見守り、相談、困りごとへの対応～



見守りや安否の確認、ゴミ捨てや庭などの掃除、電球等の取替え、買い物などの困りごとへの相談・支援は介護保険の給付対象ではありません。身近な家族はもちろんのこと、地域住民による支援が不可欠です。

✓ 生活支援体制整備事業の実施

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
 - ・地域資源の掘り起こし、見える化
 - ・ニーズとサービスのマッチング
 - ・生活支援の担い手の養成、サービスの開拓
- 協議体（支え合い会議）の定期開催
 - ・関係者のネットワーク化、顔の見える関係づくり
 - ・高齢者暮らしのお役立ちガイドブックの作成、毎年更新
- ふまねっと運動の普及促進
 - ・ふまねっと運動は地域コミュニティの活性化も期待できることから、住民同士の支え合いのきっかけ作りにふまねっと運動を活用。
- 補聴器をはじめとした日常生活用具購入費助成制度（R4～）

✓ 高齢者福祉事業団による支援

- 会員資格 ⇒ 60歳以上の健康で働く意欲のある方
 - ・清掃、草刈り、除雪、氷割り、畑作業、木の剪定、荷物運搬、お墓の清掃、軽微な大工仕事、宛て名書き 等

✓ 在宅福祉サービスの充実

- 緊急通報システムの貸与（安全センター、アルソック）
- 配食サービス（タイエー）、除雪サービスの提供
- ヤクルト配布による安否確認サービスの提供
- 寝たきり高齢者等の外出支援サービスの提供

✓ ボランティア事業の普及促進

- 高齢者見守りボランティア事業の開始（H28～）
 - ・個人ボランティア（R3末 103名）
 - ・団体ボランティア（R3末 30団体、3万円助成）
- 除雪ボランティア助成制度の創設（R2～）
 - ・助成金3万円（団体は初年度のみ5万円上乗せ）
 - ・R3実績 13団体、5個人

✓ 高齢者世帯の訪問調査

- 民生委員による高齢者世帯の実態調査（毎年9月実施）
- 一人暮らし高齢者世帯訪問
 - ・消防本部、交通安全推進協議会による普及啓発活動

【根室市地域包括ケア推進本部】

団塊の世代が後期高齢者層に移行する 2025 年を目途に、地域包括ケアシステムを作り上げることは、市町村にとって必須の課題です。人生 100 年時代と言われる中、自分らしくいきいきと暮らし、たとえ重度の医療・介護が必要となった場合も住み慣れた地域や住まいで安心して暮らせることは多くの住民の願いです。地域包括ケアの推進については、各セクションとの関係性を確保し、まずは相互に自覚することが不可欠です。地域包括ケアを構成するものは、直接的なサービスだけではありません。サービスを利用しながら住み続けることができるような住まいやまちの環境づくり、取り巻く人々、地域社会の意識の醸成等、広範にわたるものであり、地域包括ケアはいわば「まちづくり」とも言えます。このため、地域包括ケアに直接的に関わるセクションのみならず、庁内のあらゆるセクションが地域包括ケアを実現するために関わることが必要ことから、令和 2 年 7 月、根室市地域包括ケア推進本部を設置し、根室市版の地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

根室市版地域包括ケアシステムの課題整理

地域包括ケアシステムを構築するうえで根室市が抱える課題について整理し、団塊の世代が後期高齢者層に移行する 2025 年に向けて具体的な解決策の検討を行い、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、根室市版の地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

1 介護人材の安定的確保

安定的な介護サービスの提供が図られるためには、介護人材の確保、定着、育成の3つの視点から対策を講じる必要があります。根室市介護サービス事業者対策協議会と連携を図りながら、介護人材の安定的確保に取り組みます。

2 在宅医療、看取りの体制整備

多くの高齢者が住み慣れた自宅で最期を迎えることを望んでいますが、現状では看取りの体制までは整備できていない状況にあります。訪問看護ステーションの体制強化に向け、必要な対策について検討を行います。

3 住まいの確保

「住まい」の確保対策として、介護施設等の整備について、新たな事業者の参入も含め、検討を行います。

4 生きがい活動の拠点整備

高齢者の生きがいづくり、通いの場の確保のため、必要とされる施設について、既存施設の集約や複合化も視野に検討を行います。

5 地域包括ケア実施体制の強化

地域包括ケアは、介護や福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるような「まちの環境づくり」、「取り巻く人々・地域社会の意識の醸成」など、広範にわたるものであり、いわば「まちづくり」とも言えます。ケアシステム構築の先進地の実施体制等を参考に、根室市においても専門部署の設置など、実施体制の強化について検討を行います。

参考資料 根室市版地域包括ケアシステムの概要【第3版】 改定のポイント

改定・整理の前提要件

- 訪問入浴介護事業者に(株)舞夢を追加、令和5年4月開業。社協の訪問入浴事業はR4末で終了。
- 北海道科学大学との包括連携協定に基づく「薬学生の医療実習環境の提供」及び「まちかどキャンパス事業」を追加。
- 令和5年度当初予算に計上した新規事業について追加。

主な改定・整理のポイント

Point 1. 訪問入浴介護事業者の新規参入

新規

R4.12月補正／1,000万円

- (株)舞夢により令和5年4月1日に新規オープン。
- 訪問入浴車両の購入費補助金（1台につき、10,000千円を上限）

Point 2. 介護タクシー事業者の新規参入

- 介護タクシー i の廃業を受け、令和5年4月1日に(株)舞夢が介護タクシー愛をオープン。

Point 3. 看護師確保に向けた総合的な取組みに着手

新規

R5当初予算／従事者支援 4,710万円、事業者支援 1,920万

- 従事者への支援
 - ①就業準備金の支給
一律 30 万円を支給
 - ②看護師等の在職年数の応じた表彰制度の創設
5年、10年、20年目の到達者を表彰するとともに奨励金 5 万円を支給
 - ③修学資金貸付金の拡充
貸付金の上限を 2 倍にし、償還免除の対象を貸付期間の 1.5 倍へ延長
- 事業者への支援
 - ①看護師等確保のための経費負担に対する支援
1名の確保につき、月額 10 万円を最大 5 年間支給（1事業所あたり 2 名を限度）